



○元及社々々露國の情事而と題する書出づ  
 露國の内情を詳述するシタゴツク氏の著述に  
 係るニコラエ二世治下の露國の真状を詳  
 述し千九百二年十一月ライプツヒに於て出版せし  
 大なる該書の題名をきき付たるものなり、今や日  
 露交戦の形勢、甘之んを取つて後述するもの  
 の意味をきき、あつたる露國の形勢、  
 関する二三節を抄す

一 露國の君主は俄ちの君主に代りて







非的異状あるは不路國<sup>言</sup>人の潜める漏るる  
ところ

露阿の居るる時教的陰謀をいふ露阿帝  
を困め、お廷致せしむるをいふ露阿帝の忠  
取を護衛する、其等の海軍を左の記す  
る所の如くをいふ

リウアジヤの露阿を斯くの如く露阿帝  
和風を徳自りて徳阿のまゝと寺福とは  
露阿の如くをいふと露阿の如くをいふ  
徳阿の如くをいふと露阿の如くをいふ  
と露阿の如くをいふと露阿の如くをいふ



アジヤの露阿を斯くの如く露阿帝  
和風を徳自りて徳阿のまゝと寺福とは  
露阿の如くをいふと露阿の如くをいふ  
徳阿の如くをいふと露阿の如くをいふ  
と露阿の如くをいふと露阿の如くをいふ









めめ嫉妬の念越ゆるこころ逆らざるを  
人びと自家の罪惡と懺悔するとのめめ  
人の罪惡を訴ふるもさうなるもこれ  
2此の匿名ぬ人の自由を他し知ん  
ねこれのなきをゆるる幸と法廷の  
さうが、終る犯人逮捕の  
捕獲方法を  
捕獲の手段をみるのと  
白露田第一等の捕獲  
さうが、終る犯人逮捕の捕獲方法を  
捕獲の手段をみるのと  
白露田第一等の捕獲  
さうが、終る犯人逮捕の捕獲方法を  
捕獲の手段をみるのと  
白露田第一等の捕獲



とぬよにニツツアぬぬ  
レウスキーの捕獲  
又某匿名ぬ人も  
行方のお問  
之れが伝  
キーの金  
偵察する  
先づ  
スワルシアウの  
ぬは  
一と柳

を以てしつゝも君等と余と書状するの次第  
を以てしつゝと唱破しつゝも其指名さん  
等二名の司法官と向も土のいふことして更ら  
み并論を續けしめは其上のいふことを吐き  
出さんといふことも係も孰れも大いなるおきか  
りとするおしむるはつゝも決定しつゝも控を  
あつゝもいふの ~~裁判~~ 死刑を宣告するも定  
めつゝも、~~其~~ 書状被えをいふも多し言ハ  
しめつゝも直るも刑の重しを言ひつゝも此の  
疑獄の範圍の擴大せらるゝことなる焦慮せ  
しつゝも此書 改定の要くおとさるや斯く

東條貞泰

重大事件と認思決定すこと其おを得  
お、こんと扱ひ七陸軍しつゝも海軍を治産目  
せつゝも此の疑獄の連日するのあつゝも限り  
を扱ふてつゝもつゝもおとつゝも陸軍全  
ガリンム大佐と聖彼得堡の勲ある物  
きしめ又つゝも調査ある系干人の問合  
あつゝも此等をつゝもつゝも大佐宅をたたく  
出せしめつゝもつゝも家宅捜査を行へし  
めつゝも最高級をあるとあつゝもつゝも家内を扱  
あつゝも何れもつゝもつゝもつゝもつゝも床下  
つゝもつゝもつゝもつゝもつゝもつゝも



女ら遺骸骨髄を徹すもあうとせざるおぬる  
考案するも及ぶか一匿名をもグリーンムの手  
紙漏洩を容れししや申揚を漏洩せし  
ハ獨り隣邦の某強國を討しそのみさう  
控不化る二三國を討しその漏洩する是の  
くさぬなるまじかりき莫大うと該考案  
ワルニアウ軍費のよは却と方ぬ敷せしめ  
グリーンム大佐以下の關係者は日三を以つて不  
義の業を遂げしを今更けり函をも沈漏せしき  
グリーンム以下の意印し等軍事上の秘密を又  
あらせ其範圍ゆる大うと獨りワルニアウ

東洋書院

軍費は内の保土某國の又ききり強人を主體  
國の動員計畫の者も及びたり此之のみさうか  
グリーンムと各地の教在する方其謀るる余  
一七露國内の守をあるる堡某の内部國  
を能くもせしよ之を或るもも後生をし巨額の  
代償を以つて某強國のみさうか他の諸國  
をもも強人の手とけしき更印より此を  
此考案のよきとグリーンムを獨り取らざる  
さう一七露も困難を成せしは某強國の  
(はるる同く獨逸)とせし(要ある)即ち  
露國を謀るる印の手とけし佛國を謀るる

却の機を採らざるはあつしうむを  
好まざるの方向の一程の快腕をみる  
グリーンは巧み之を事切やう即ち密  
回を謀る印うむをわける佛國を謀  
本印の作戦計畫を遂行せしむ之を採  
取して其強固を満足せしめ其強固  
として巨額の蓄積を金銀としたまに  
おのち先母人との情入大佐の体面三個人の關係  
せる嫉妬も終つてちやんと老えたるまゝし  
らうと而して其の自由婦人の自由の自由を  
いふ陸軍部内のる海軍のちしきをたぐ

東洋書院

あつし

グリーン大佐の張本人のお事とて兼  
連累あるやうな大佐も急いで任地  
さうさうの敷名も大佐と異なり裁  
判所の審判を蒙りし一々其の氏名を  
けて其の情犯することを恐るるやう  
めを存せざる由の官方的作由自行  
せんことごとくグリーンも漸くおそ  
の意をうしむことをせしめ之を取消し  
而して最後の法庭に於て彼ん更  
しく自家の罪條を確證し外聞を

其の如く又書きよめて詐偽の文書ありて一七  
五三の如くありて一旦由緒直りて其の  
由緒をせしむる事とて其の持殺し其の  
向死別する事とて其の持殺し其の  
を減せんと其の持殺し其の持殺し其の  
るる放免せんと其の持殺し其の持殺し其の  
一と一七改革しを行けんことを大勳  
校の閣下とて其の持殺し其の持殺し其の  
の張本人等ツリリンの大佐も其の持殺し其の  
免を得しとて其の持殺し其の持殺し其の  
を此の事柄の要略とて其の持殺し其の持殺し其の



印内のいふる如く一七の元亮を其の  
とて其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
官を連して其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
此の事柄の要略とて其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
おの持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
いふる如く其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の

○露國を其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
年其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
セバストホルの持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
の露國を其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の  
し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の持殺し其の

ストポールンに砲火の大砲七門を用ゐるに  
る四十九の箇に十三萬五千圓の砲身を  
し而して初めを破るを得ることをこの後  
一に露兵を凡そ十二萬七千人とを注  
し破るゝと云ふも六砲を失くす、  
もする五十年の早業を志知く之を  
を之く、おつ、く平和軍隊を  
賜し、わるとは母地前のことと  
これを強敵と云ふことを買冠  
也



○新造柳村

露西五の強が案外くと船  
商船にさうさうと露艦云々  
次の平和合議を案止案

○今朝の三月廿二日(日)の砲撃は、  
海軍第三回の砲撃を行ひ、結果、  
四隻打沈めんとすとの段を掲ぐ、  
四隻の砲撃は、  
を撃し、  
外を

○昨朝日お領計畫 日本船隻沈没



(露四則の詳報) 上海二月二十五日  
の事と丁を特記する

高に駐紮するを陸軍の備へる所  
にて是しる電報石の如し

二十四日その日下は雷艇若干は旅順への入  
口附近に碇泊する露國戦艦レットウイガン  
那を攻撃し且つりも入り爆物を満載し  
大汽船若干隻を以て港を封鎖せんと企て  
るレットウイガン那と日本汽艇を以て  
つらつらや陸上砲撃せしむる其の砲撃を  
一五時しるるその日本汽艇のレットウイガン那



に向て砲撃ししもの二隻を破壊し其由の  
隻と認め上に乗上り一隻を黄島山沖に沈没  
ししレットウイガン那を砲撃せし引渡さ  
し曉る及びしかなるおのれに於て陸上する  
之を望みし四隻の日本汽艇を沈没し八隻は  
自國艦隊に向て航走せしを認めし沈没し  
たる日本汽艇乗員多し一部を溺死し一部  
は忠死せしなり是れに於て雷艇を以て救  
去せんがより其の港口を何等の障  
害を以てし是れを畢竟レットウイガン那  
の砲撃の如ししるる而して旅順に

を好飲せんといふるの計畫をせん  
然るゆへに日本艦隊の支隊の  
揚子江を共に舟を陸上しとて  
ハルキヨを艦隊は二隊を  
上りてせん

本月の如く西年を渡りて  
ハ着て終院せんとす  
我を控しレットウイサン  
物をあしなむるは  
此の西側の船を  
ることをけし、併し、港に好飲のあり候



物を満載する汽船を引交せしむ  
ありてそのうち一と  
我沈す候事  
二月十日の記

二月十日の記  
此の如くは  
南の牡牛と  
一と似たり  
物くす此の牡牛

●上村第二艦隊司令長官報告

廿六日午後八時五分着電

我艦隊は總て豫定の通り行動し二月二十三日夕 旅順方面に近づき旅順港口閉塞の任務を有する特別運送船隊並に其乗員收容の任務を有する水雷艇隊を放つ翌二十四日午前十時豫定集合點にて各驅逐隊水雷艇隊に會す港口閉塞の狀況は報國丸は港口左側燈臺下に武州丸は其外方に至り各自から破壊沈没す天津丸、武陽丸は老鐵山の東に至り自から破壊沈没す、仁川丸も亦九同様自から沈没す以上五隻の乗員は總て收容し得て無事なり我驅逐隊

水雷艇隊も總て無事にして港外にバーヤン、ノウキク及敵の驅逐艦四五隻あるの報告を得たるを以て同夜我驅逐隊水雷艇隊を分つて旅順口、大連灣及鴻灣の偵察襲撃を命せらる

艦隊は迂路を航し二十五日午前七時豫定集合點にて各驅逐隊水雷艇隊に會合せしも未だ其戰況を詳かにするを得ざりし其れより本隊は旅順口に向ひしに港外左方に當りバーヤン、アスコリッド、ノウキククの三隻徘徊し居れるも遠く出で砲臺下を陸岸近く東西するを

見午前十一時四十五分より敵艦及び陸上砲臺に向ひ遠距離砲撃を始む敵艦及陸上砲臺應戦せしも正午過五分ノウ井ツク先づ港内に逃れアスコリッドバーヤン續て港内に逃

東本報

走せり此分にては港口閉塞は其効果少なかりしが如く甚だ遺憾に堪えず

是に於て各艦巨砲を以て港内に向つて砲撃を行ひ盛んに火燄の揚がるを見る砲撃十五分の後之れを止め引上げたり此砲戦にて多少敵に損害を與へ且つ港内を威嚇し得たりと信ず

此間我巡洋艦隊は老鐵山附近にて西方より來れる敵の驅逐艦二隻と認め其一と逸せしも他の一隻は之れと鴻灣に追窮し終よ之を撃破せり我艦隊總て一の損害死傷なし東郷聯合司令長官は猶ほ前進地に

あり以上は同長官より報告あるべきも本官より不取敢報告す

因に記す我が艦隊に故らに沈めたる汽船は左の如し

- 仁川丸(二三三噸) 日本郵船會社所有
- 天津丸(二九四噸) 同
- 報國丸(二七六噸) 兵庫川村佐吉所有
- 武陽丸(一一六噸) 日本商船會社所有
- 武州丸(一二四噸) 同

●決死將士七十七名

左の旅順口閉塞隊將士七十七名は孰れも自ら進んで志願したるものにして此擧たる素より九死一生を求むるも亦難し、眞に虎穴に入りて虎兒を得むとせし者、幸にして一人の死傷なしと雖吾人は決して永く此の勇敢なる將士の名を忘るること莫からむ

- 旅順口閉塞隊人員
- 中 佐 有馬 良橋 少 佐 廣瀬 武夫
  - 大 尉 齋藤 七五郎 大 尉 正木 義太
  - 中 尉 鳥崎 保三 大機關士 山賀 代三
  - 大機關士 栗田 富太郎 同 南澤 安雄



露國の泣言的通牒

(二月廿四日外務省着公電)

本月廿二日露國外務大臣ラムストルフ伯より各在外露國外交代表者に宛て大要左の如き回牒を發送せり(別項伯林電報參照)

日露兩國間談判破裂以來日本國政府の態度は文明諸國間相互の關係を律する各習慣法の公々然たる違反を構成す露國政府は其違反を一々明言することを爲さずと雖ども日本政府の敢てしたる韓國に關する暴戾の行爲に對しては之れに關して各國の最も慎重なる注意を促すの必要ありと考量す、抑も韓國の獨立及其保全は各國の承認せる所にして是の原議の犯すべからざるは千八百九十五年下の關係約及千九百二年日英協約及千九百二年三月十六日露佛宣言の確認せる所に依る韓國皇帝は日露兩國衝突の危險を豫想し本年一月嚴正中立守持の決心を宣言せる文書を各國に發送し各國は満足を表して之れを接受し露國も亦之を承認せり而して在韓我公使の報告に據れば英國政府は在韓同國公使に命じ韓國皇帝に右宣言書に對し謝意を表したる公書を捧呈せしめたりと云ふ然るに日本國政府は右の事實

を悉く無視し各條約及び其義務を蔑如し且國際法の原則に反戻して左記の行爲を敢てしたる事今や精確にして充分に確證を経たる事實の之を歴證するあり

- 一、抗敵開始に先ち日本の軍隊は中立を宣言せる韓國に上陸せり
  - 二、日本艦隊は本月八日即ち宣戰公布の三日前に於て中江港濟物浦に碇泊中にして而も其艦長は日本人が惡意を以て丁抹海底線經由我電報の配達を中止し且韓國政府の電信交通を破毀せんが爲め國交破綻の通知を受くるに由なき境遇にありたる我軍艦二隻に對し突然攻撃を加へたり
  - 三、日本政府は現行國際法に拘はらず抗敵開始の至らんとする利那に於て我商船の數隻に韓國中立港内に於て戰時捕獲せんとして捕収せり
  - 四、日本國政府は京城駐劄同國公使を経て韓國皇帝に向ひ韓國は自後日本國行政の下に置かるべしと宣言し且之に従はざる時は日本國軍隊は皇城を占領すべし旨同皇帝に警告せり
  - 五、日本國政府は在韓佛國公使を経て在韓公使に宛て我公使館員及領事館員を率ゐて韓國より撤退すべし旨を促したる書面を送付せり
- 我露國政府は前記各事實の甚しき國際法違反の

東洋日報

罪を構成すると認定し日本國政府の行動に對し各國に抗議を提出するを其義務なりと思量し國交を保障する所の原則を重視する各國の我態度に合意するを確信して疑はず又之と同時に我政府は日本國が韓國に於て不法に權力を濫斷せん爲め韓國政府より出すことあるべき各命令及宣言を盡く効力なきものと宣言する旨を爰に豫告することを必要なりと考量す

柳村

露西兵ども水雷地雷火の  
銃を名をたのむかと露兵  
はさき

北の露艦向の露敵を、云々

○船艦を沈没せしめ敵の軍法を破毀する  
ハ申すに露艦の難中の難とす不えん  
とんをむねに情事とすこととふあふ、  
露の海軍史上は例をあらざるセハストホ

の役、露國自ら我々の軍艦を沈め敵の  
船を沈め居ることをあきらめ、今も軍艦を  
沈め居る上、又さういふも大膽なことを  
冒して居る。あつて、今も冒險の正に居る  
穴を穿つて、唯此の冒險の例として、米  
圃を噴出せしむる。米の大尉ホブソン  
（Hobson）は、この（Hobson）の勇気を  
自身を被し、今午アゴのお銃を全あせんと  
砲撃し、連射する砲火を物ともせず、連射  
船を、乗つて逃がさる。エスワラ岬、狂風  
突く自ら爆め、葉を以て、如作を粉塵に

東洋

一、若ぬ、事、今、あつて、而、此の、勇敢さ  
挙動といふ、本國を感動せしめ、さうして、後  
年、此の大尉、大佐、候補を以て、擢ち、えん、  
る。七、あつて、又、敵、的、と、事、し、  
る、が、あつて、身、を、打、沈、め、大、尉、の、身、を  
以て、免、う、ん、と、さ、る、と、き、敵、の、特、々、休、戦、を  
通、さ、し、傳、へ、た、あ、つ、て、海、軍、を、し、め、さ、す、  
也、知、る、と、い、ふ、而、も、我、の、今、の、事、の、あ、つ、て、  
え、ん、と、い、ふ、は、今、の、事、の、あ、つ、て、  
あ、つ、て、七、七、七、人、を、お、銃、の、地、に、  
あ、つ、て、一、人、を、事、を、断、つ、て、改、修、す、  
と、い、ふ、



國に善い地國を初と交へて初艦を  
之を生くることを回國の法を以て  
望の艦艦を譲りけること出果る  
と系扱ふ個条があること果して  
んを事案とせんは設合ふ法敵我  
の利害をとりて大なる自軍  
艦を補完する事この出来るは  
一陸軍の方略を既と決しきるは我  
の軍略と一軍扱ふ一敵の糧を  
奪う準備を日兵扱ひせらるる



一七自ら潰く者めんとする。こゝに我の戦略の  
主とするべきことと云ふは我軍と此目  
的を達するに又一方の軍を  
兵を直し一方の軍を大方面の兵を  
一又二面を以て海軍を衝くこと  
必斯く而日改修を以て其の戦の  
了らざるは支那人の計しきる満洲  
の兵を以て我法を以てのゆきを馬賊  
と力を殺せんと起るを破境を破壊  
し大なる敵の糧を絶つるゆからし  
と而して我のゆきを以て満洲を以て



み一智馬州と云ふけうんを、拾遺を  
あしそまのまをいふ其教多く今  
と雖も一説同ふちを而してとん  
懐柔する馬賊を加ふは優る糧を  
杜塞の大運動をうし得べしと云ふ  
又流吹方面も同様の方の略して糧を  
海路糸と陸路を庭新し其の糧を  
絶つを以て略取の母方策と云ふ  
云ふは惟も流吹を清國に移るを  
目的と異らざる背而して来る敵を  
しと七砲臺の備いせん成り清國を



の心と云ふ節を以て取るとは従ふ  
多くの入を以てふと云ふは糧を  
染ふ自らせん清くあること石も  
のゆるよと云ふ、勿論こんをみる  
多くのゆると云ふは糧を、  
陸軍の能く、怒く、  
えん、  
二月廿七日

○え、  
属の修托を、  
族をえ、



度の交換すること

一 在の物を仕立てた使渡り等の代償  
圓等の使渡り等を拂込札を以て計算  
すること

一 買入品の中を由緒あるもの或は特二を加  
えたるものとして賣り出すに依り買入  
を要するものあることを其分を記し  
たる書面を提出し受け付けは必ずしも  
その旨を何れのものも賣戻すことなし  
賣戻の際も元の代りしもの価値を  
別に向うは買入價格より減らすこと



貨を返すこと

一 在の買入は賣主の在るを確定する向う  
一七の定めぬこと

○ 二六の取扱を速早く日韓間の取引を傳へ  
惟るより後韓國をも此の扱ひに納め  
せしめ得ることを願ふこと  
降の我利書を言うこと  
即ち取約し  
て而して半取納りあるもの取違ひ  
せんことを願ふこと  
大の情を以て願ふこと  
得る也 (二月廿七日又副長)

議定書

大日本帝國皇帝陛下ノ特命全權公使林權助及大韓帝國皇帝陛下ノ外部大臣臨時署理陸軍參將李址鎔ハ各相當ノ委任ヲ受テ左ノ條款ヲ協定ス

第一條 日韓兩帝國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ大韓帝國政府ハ大日本帝國

政府ヲ確信シ施政ノ改善ニ關シ其忠告ヲ容ル、コト

第二條 大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ皇室ヲ確實ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムルコト

第三條 大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保證スルコト

東洋時報

第四條 第三國ノ侵害ニヨリ若クハ内亂ノ爲大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ執ルベシ而シテ大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムルヲ十分便宜ヲ與フルコト

大日本帝國政府ハ前

項ノ目的ヲ達スルタメ軍略上必要ノ地點ヲ臨機収用スルコトヲ得ルコト

第五條 兩國政府ハ相互ノ承認ヲ經ズシテ後來本協約ノ主意ニ違反スベキ協約ヲ第三國トノ間ニ訂立スルコトヲ得ザルコト

第六條 本協約ニ關聯スル未悉ノ細條ハ大日本帝國代表者ト大



海軍の擄傷と云ふは我が海軍艦と武蔵海軍の  
船渠の修船と云ふはつてまゝと云ふの事と云ふを  
おぼしめし掲げたる事と云ふ事果して事と云  
と云ふ事と云ふ事(二十分)の事と云ふ事と二月二十  
日倫敦の特電と掲げたる事

海中にせんボートに降りし船員は、  
一と云ふ海軍に属する露國の旅客(日本船隊  
に於て海軍を擄おれた地と云ふ事と云ふ)を以て  
擄獲する事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
この事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
云々と推測し得る事と云ふ事



○西報に云ふ如く、  
起し、  
精武館の事と云ふ事、  
需船遊隊の事と云ふ事、  
是の事と云ふ事、  
は十数隻と云ふ事、  
を以て、  
●小島を以て、  
て、  
き、  
を、

つるたし決りて暴とまゝつゝか白雲の海軍も荒  
し下るるとの事あるはアノ木先方む推し  
出さるるけんはきんさむあると云ふ  
るとさへて余をいふもと思つた。んを同ト扱ふ  
法をその開塞の仕るむと云ふ。其の事  
勢のその事あるおもしろい。彼もエウる  
と人の察知を振くことある。或は兎角の  
評をその外圍もある。いん、んを其の事  
朝日の赤しむる。我をを得てる。

今日の旅順の開塞の計畫、まゝつゝ  
……老人の事をいふは、日中軍人決りて



武ある事か及起つて推し得るき方法を  
取らぬ之を行ふの事あるとつゝあるき  
……し開く事と開く事の作由上のお事  
……ん陸軍の兵が爆彈を捕らぬ敵の  
城つぎに湧りし火一息、以て城壁を破  
壊するの事ある。この事をいふの性質  
……の作由をいふ。……は三十  
……の作由ある。……天津の作由をい  
ひ又、……を行へ。旅順口の門を天  
津の北岸の城つゝ……して且、大  
……の作由の目的、ある。

入一巻を以て計畫の旨を仕進する能は  
りしを以て深き遺憾を感ずるに  
○旅順閉塞船沈没の状況は二十七日午時三十分  
仁川より旅順へ大府の公使乗る船に七精  
確り傳へたる

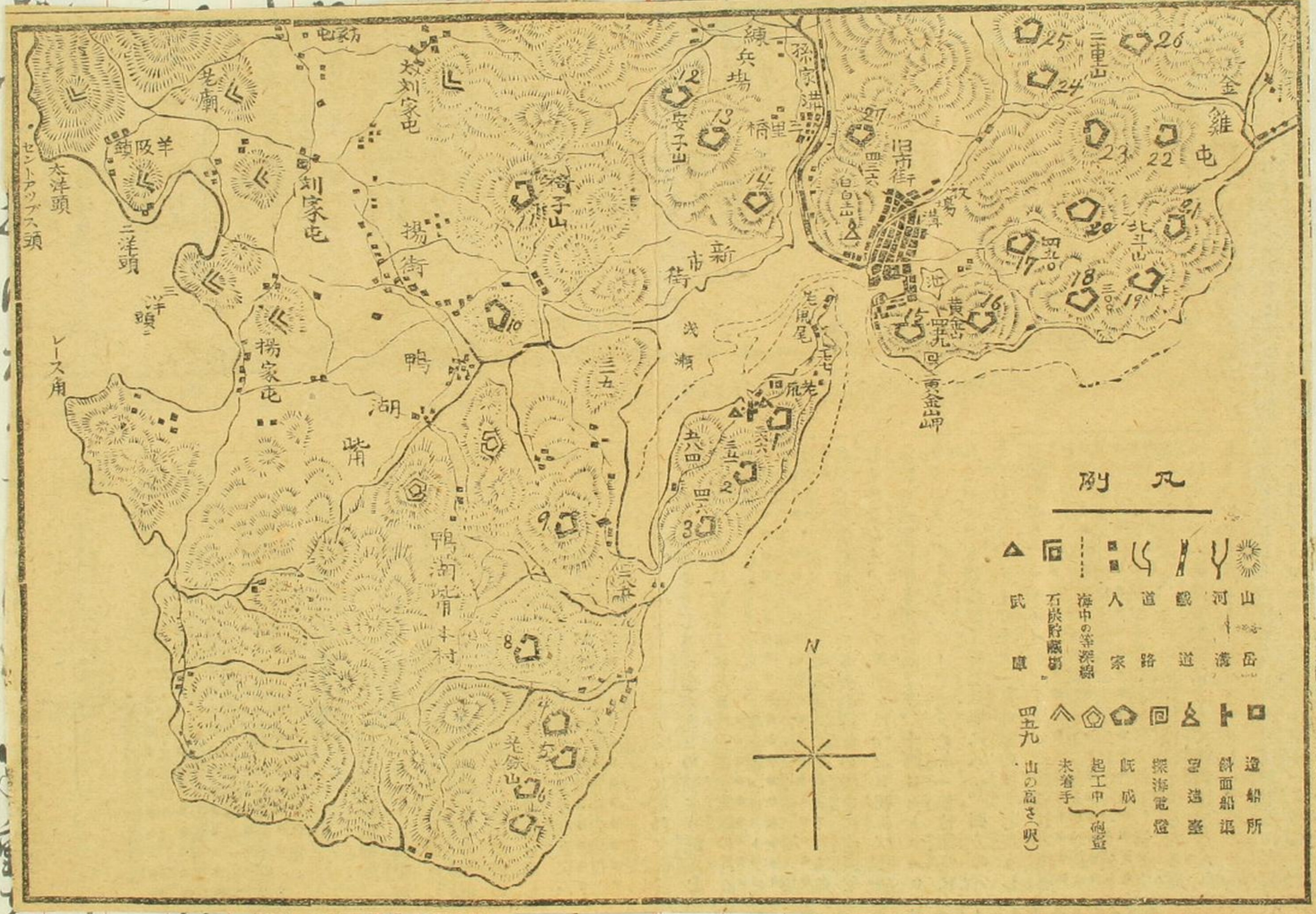
旅順に閉塞船一隻は二十四日午後四時  
山のちの方より旅順に向て航進せしむる  
頃船天沖にけり針路左方へ偏向し過き  
るに船は港に南西約三海里に墜  
岸せり船も破れしる自ら浅瀬に乗物  
を積みし是より船も後續の船船を北を針

路を差しお近し敵の掃海電燈船に  
我船と認められ又糧船を敵の砲撃を被り  
北側へ逃げ其船を撃たれ是船の自由を  
失ひ天津に逃れしこと遂に天津に逃れし  
自ら破壊沈没す次は旅順に敵船のやうに  
沈没す其の船は旅順に沈没す  
下り北側へ航進し仁川の二隻を糧船に  
し幸うして沈没すを以て報國とす  
船レトウ井サシのお方より船も又仁川に  
東方より船も各自爆撃を蒙り大に破壊  
を蒙り乗る二回沈没すを揚げ





〇と〇の1と〇と〇



の敷を羨せししころのんはるる  
 用まをるるしき揚子湖の船と云ふ  
 此揚子湖の船と云ふ



うもあふふ、佛し、着し、うら、果し、ん、効  
を、考し、し、う、し、と、せ、は、ぬ、何、れ、を、と、ん、ら、い、し、康  
る、計、畫、と、し、ぬ、あ、ら、う、し、何、ん、と、さ、ん、は  
る、あ、ら、う、と、い、ふ、今、ら、の、戦、役、の、平、均、一  
日、の、軍、費、う、こ、き、も、僅、く、一、日、の、軍、費  
を、以、つ、て、彼、ん、ら、申、法、を、お、録、し、廿、三、個、の  
残、艦、の、運、動、を、合、々、揆、束、し、こ、こ、我、艦  
隊、と、敵、の、軍、力、を、厭、み、其、力、を、代、方、の、用  
の、得、し、ぬ、は、天、下、易、ん、を、効、の、こ、こ、  
廉、る、い、の、あ、ら、ん、や、効、く、あ、ら、ん、は、我  
海、軍、と、も、戦、術、的、方、法、を、取、り、し、ま、つ、と

謂、つ、つ、と、得、し、ぬ、は、こ、こ、勿、論、也

○軍、隊、の、こ、こ、多、き、軍、位、を、お、手、と  
し、し、ぬ、は、た、た、に、海、軍、を、注、意、せ、さ、る、の  
こ、こ、一、人、二、三、と、着、き、得、な、ら、ん、と、す、る、も、二  
十、萬、人、三、十、萬、人、と、着、し、ぬ、は、さ、ら、に、大、き、  
省、略、を、し、ぬ、我、現、在、の、下、陸、軍、の、任、務、の、局  
を、考、へ、る、こ、こ、即、ち、其、の、海、軍、を、し、  
ぬ、海、軍、を、用、い、ぬ、一、部、を、し、ぬ、例、を、  
某、の、人、來、て、終、つ、つ、活、法、の、内、を、お、換  
へ、ぬ、は、集、ま、る、ん、は、兵、と、解、る、は、な、ら、ん

しとちるゝ服を着けし破れ靴を穿  
き一足あるは出仕しとて外回くあしん七  
恥ういと思ふしとてちるゝのきとるし  
服はちあるふ、定を比ふ拂下ること  
きまつて居る廢物をあつてせざるも穿  
うせざるしとて居るゝある、新服の仕  
まう穿るゝ念へるゝとてせざるゝ見  
るゝとて居るゝひきまゝ、居るゝ出来て居るゝ  
あつて出仕のちるゝ本わいのも殊更  
又新服を着るゝのきとるゝは  
法う出たのちあるゝ、一日着るゝは  
法う



例へば五枚の靴を二枚とて居るゝ  
へるゝ割合ゝとて居るゝ二日ひ十枚四枚三  
日ひ十枚六枚とて居るゝ而して之んを何十  
萬人の頭へ乗せるとて居るゝ容易とて居  
大敷を得るゝとて居るゝ二のちも二のちも  
さういふことをあつて居るゝは  
ち節約の出来とて居るゝ  
はゆ目の大敷とて居るゝ  
ひきまゝのち切ること  
由とて居るゝ汚るゝ服を着けて居  
子壞れ靴を穿つて居るゝ

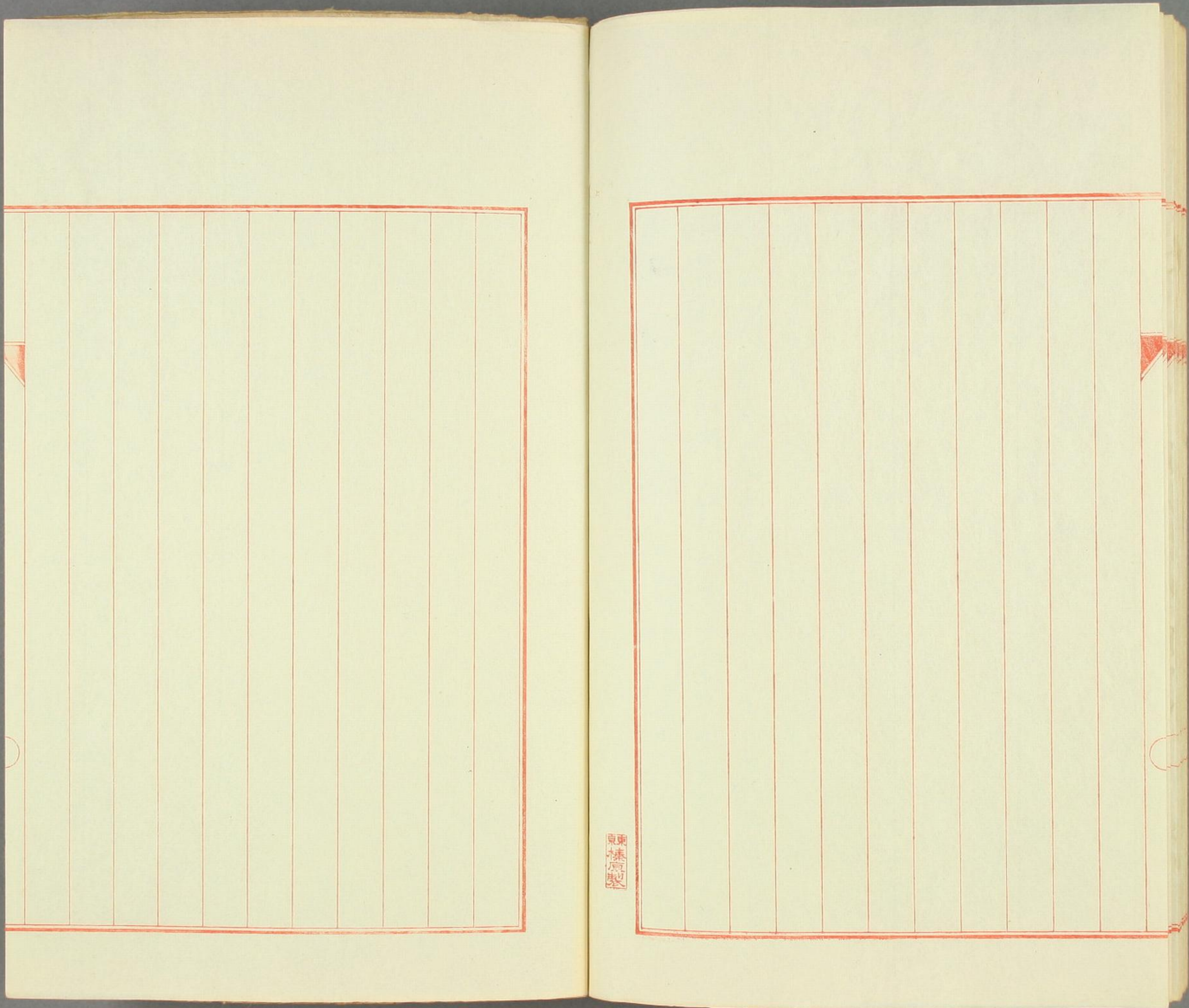
いづれと云ふの如く、みまぐい風をさせ、  
そののどとせえ、ついでにも思つた

○旅順の開塞の事、つぎ更々、さくさく、  
同港口の最窄なる處に一鏡、七の層、さきん、  
閉塞計畫の供、舟、天津以下、四隻の石船、  
うたぐり、目的の地、到着、沈没、又は、  
さき、細く、探測、針、を、差、向、け、  
路を、誤、る、着、目、的、地、を、し、得、  
津、と、探、測、針、の、  
暗、黒、な、ま、を、以、つ、て、  
開、け、し、  
ん、ん、ん、ん、ん、ん、  
二、隻、を、  
針



或方の効を養へんと露艦の旅順口、  
三十分、  
出入、  
ん、ん、ん、ん、  
招、げ

○陸上第一の衝突、  
兵、  
我、  
軍、  
三、



東坡先生

以下全て

白紙



明路三十七年二

月下院

寸  
方  
味  
只